

別表

(利率:令和7年2月20日現在)

資金種類	融資対象施設	償還期限(年)	据置期間(年) (左のうち)	貸付限度額	国の制度			県単 上乗せ	
					基準金利 %	利子補給率 %	貸付利率 %	青年漁業者 %	
(1号) 漁船	20トン未満の漁船の建造、取得、改造(附属機器の取得を含む。)	20	3	○20t以上の漁船を使用して漁業を営む個人及び法人 3億6,000万円 ○水産養殖業者(法人) 3億6,000万円 ○二以上の複合経営者 3億6,000万円 ○20t未満の漁船を使用して漁業を営む個人及び法人、水産養殖業者(個人) 9,000万円 ○上記以外 1,800万円 ○漁協等 12億円	2.75	1.25	1.50	—	(融資率) 事業費の80%以内
(2号) 漁船	20トン以上130トン未満漁船の建造、取得、改造(附属機器の取得を含む。)	[木船 9 機器 10]	[木船 2 機器 2]		2.75	1.25	1.50	—	(融資機関) ・漁業協同組合 ・県信用漁業協同組合連合会 ・農林中央金庫等
(3号) 施設	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設、漁業用通信施設	15	3		2.75	1.25	1.50	—	(注1) 漁船リース事業及び新リース事業に係る貸付については、融資率を事業費の100%以内とするほか、基準金利等は共同利用施設を適用する。
		共同利用(漁協等) 20			2.20	0.70	1.50	—	
(4号) 機具	漁場改良造成用機具、漁船用油供水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調製供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具、生産・経営管理情報処理用機具	7	2		2.75	1.25	1.50	—	(注2) 指定水産動植物とは、あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かきご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すすき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがにである。
		共同利用(漁協等) 10			2.20	0.70	1.50	—	
(5号) 漁具	漁具、養殖いかだ、はえ縄式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式の養殖施設、小割り式養殖施設	5 [大型定置網 10]	2		2.75	1.25	1.50	—	
(6号) 種苗の購入・育成	養殖資金 ・通常1年以上の期間育成する指定水産動植物(注)(ただし、とこぶし、はまぐり及びわたりがにを除く。)の種苗の購入又は育成 増殖資金 ・あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがにの種苗の購入又は育成	5	[ぶり、ほたてがい及び真珠貝(ただし施術の年の翌々年に浜揚げされるものに限る。) 3]		2.75	1.25	1.50	—	
(7号) 漁村環境整備	漁村情報処理・通信施設、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道、廃棄物処理施設	共同利用(漁協等) 20	3	2.20	0.70	1.50	—		
(8号) 大臣特認	漁場改良造成施設、水産物処理加工公害防止施設、共同利用船舶、海浜等環境活用施設、漁村給排水施設、漁家住宅、初度的経営資金、密漁監視施設、水産業労働力確保施設	12	2	2.75	1.25	1.50	—		
		[給排水・住宅・労働力確保 15 初度的経営 5]	[給排水・住宅・労働力確保 3 初度的経営 2]						
		共同利用(漁協等) 15	3	2.20	0.70	1.50	—		